

# 教育研究業績書

2023年10月23日

所属： 経営学科

資格： 講師

氏名： 杉井 俊介

研究分野	研究内容のキーワード
公法学	行政法、行政訴訟、原告適格、アメリカ法
学位	最終学歴
博士（法学）	神戸大学大学院法学研究科博士後期課程退学

教育上の能力に関する事項		
事項	年月日	概要
<b>1 教育方法の実践例</b>		
1. 卒論のための研究指導	2022年4月1日～現在	専門演習Ⅰ～Ⅳにおいて、私の専門である法学の知識を活かし、卒業論文の執筆のための指導をした。
2. グループワーク及び集団討論の導入（武庫川女子大学）	2021年4月～現在	演習授業（科目名「公共総合基礎演習Ⅰ・Ⅱ」）及びゼミ（専門演習ⅠⅡⅢⅣ）において、最新の時事問題をテーマとするグループワーク及び集団討論を導入し、これを実践した。これはコロナ禍における人間関係の希薄化の対策だけでなく、学生同士の議論を促し、学生全員が能動的に授業に参加することを目指すものであり、学生からもディベート能力が高まったと好評であった。
3. 最新の時事問題の紹介及びPBLの導入（武庫川女子大学）	2020年4月1日～現在	授業の中で最新の時事問題を提供することにより、具体的事例に即した法学教育を提供し、学生に法律を身近に感じてもらうとともに、法学に興味関心を持ってもらえるよう工夫した。法律入門Ⅰ・Ⅱ、教養としての法律（1・2）、暮らしと法律（1・2）、公共総合基礎演習Ⅰ・Ⅱ、専門演習において実践した。
4. 遠隔形式授業の導入（武庫川女子大学）	2020年4月1日～現在	コロナ禍における学習機会の保障のため、Zoomを利用したライブ形式の授業（2020年度）、及びオンデマンド形式の授業（事前に収録した授業動画を学生に公開するもの。2021年度以降）を実施した。対象科目は法律入門Ⅰ・Ⅱ、教養としての法律（1・2）、暮らしと法律（1・2）である。
5. 法学基礎教育の実施（神戸松蔭女子学院大学、武庫川女子大学）	2019年9月～現在	法学の専門知識を有しない学生に対し、その学部・学科を問わず、法学の基礎的知識を教授した。対象科目は「裁判員のための法律入門」、「教養としての法律」、「暮らしと法律」である。できるだけ専門用語を使用せず、具体例を交えてわかりやすい言葉で説明した。
6. ソクラテスメソッドの導入	2016年6月～現在	少人数クラスであることを活かし、学生との対話を重視したソクラテスメソッドを導入した。これにより双方向的な学習を実現するとともに、学生の理解を確認しつつ授業を進行することができた。日本政治概説・日本法概説（神戸大学）、裁判員のための法律入門（神戸松蔭女子学院大学）、公共総合基礎演習ⅠⅡ・専門演習Ⅰ～Ⅳ（武庫川女子大学）で実施した。
7. 大学院専門教育の実施（神戸大学大学院法学研究科）	2016年6月～2020年3月	修士課程に在籍する留学生を対象に、日本政治及び日本法の専門知識を教授した（科目名「日本政治概説」「日本法概説」）。大学院生を対象とした授業であるため、修士論文の執筆を想定し、絶えず最新の議論状況を踏まえるとともに、テーマに対して学術的関心を有してもらうことを心がけた。
<b>2 作成した教科書、教材</b>		
1. 授業資料（専門演習Ⅰ～Ⅳ）	2022年4月1日～現在	私の専門である法律分野を活かし、将来学生が卒論を執筆することを想定して作成した、3年生及び4年生向けの資料である。内容は、演習で扱う社会問題の論点をわかりやすく整理したものや、卒論作成の執筆マニュアルなどである。
2. 授業資料（公共総合基礎演習ⅠⅡ）	2021年4月～現在	法律の基礎的知識を修得した学生に対し、演習形式で法律問題を深く学べるよう、教材を作成した。最新の時事問題を反映したスライドと、社会問題を自ら考え

教育上の能力に関する事項		
事項	年月日	概要
<b>2 作成した教科書、教材</b>		
3. 遠隔授業用資料の作成（教養としての法律（1・2）、暮らしと法律（1・2））	2020年4月1日～現在	るためのワークシートから構成されたものである。遠隔オンデマンド形式用授業で使用する資料スライドを作成した。Zoomを利用しての画面享有であるため、文字を大きく、イラストを多めに使用するなど、視覚効果を意識した。
4. 授業資料（法律入門ⅠⅡ）	2020年4月1日～現在	法学の初学者でも理解できるよう、指定テキストの内容をわかりやすく説明したものである。会話形式を導入することにより、読みやすく、身近な問題としてとらえやすくなるよう工夫した。
5. 授業資料（裁判員のための法律入門）	2019年9月	法律の専門知識を有しない初学者のために作成した教材である。裁判員制度に関する法律の内容について、イラストや表を用いてわかりやすく説明したものである。
6. 授業資料（日本法概説、日本政治概説）	2016年6月	初めて法学及び政治を学ぶ生徒を対象に、図やグラフを用いて授業の概要を説明したものである。こうした図やグラフを用いたレジュメは、授業内容や論点の状況がわかりやすかったと学生から好評であった。
<b>3 実務の経験を有する者についての特記事項</b>		
1. 博士号（法学）の取得	2022年9月	法学分野における博士号を取得したことにより、より専門性を活かした法学教育の実施が可能になった。
2. 法科大学院の修了	2011年3月	法科大学院を修了したことにより、専門の研究分野のみならず、幅広い法学分野の実務的知識を修得した。
<b>4 その他</b>		

職務上の実績に関する事項		
事項	年月日	概要
<b>1 資格、免許</b>		
<b>2 特許等</b>		
<b>3 実務の経験を有する者についての特記事項</b>		
<b>4 その他</b>		

研究業績等に関する事項				
著書、学術論文等の名称	単著・共著書別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は学会等の名称	概要
<b>1 著書</b>				
<b>2 学位論文</b>				
1. 日米の公益擁護訴訟の展開 一とくに米国におけるlost historyの考察を通じて一	単	2022年9月	神戸大学	神戸大学に提出した博士学位論文である。この論文は日本において原告適格法理の基礎となる「法律上の利益」（行政事件訴訟法9条1項）の解釈にあたり、公益を含むものと解釈することが伝統的に忌避されてきた経緯があることから、過去の理論を克服するために米国のスタンディング（原告適格）法理を分析し、日米法理論の比較とともに日本法への示唆についてまとめた。
<b>3 学術論文</b>				
1. 公衆浴場営業許可	単	2022年11月	行政判例百選Ⅰ（第8版）	公衆浴場営業許可（第二小判昭和47年5月19日）の判例を解説したものである。同判例の主要な争点は、競願関係にある申請者に対し、最高裁が学説上確立されてきた行政行為の類型論を前提として判断をしたかどうかである。解説では、最高裁がこのような類型を前提としたカテゴリカルな判断ではなく、具体的な法令解釈を前提とした実質的判断を重視しており、近年の学説の流れと軌を一にするものであることを指摘した。
2. 「県議会議長による発言取消命令の適否と法律上の争訟」	単	2019年2月	民商法雑誌154巻第6号 pp.1281-1286	本論文は地方議会の運営をめぐる、議員と議長間の紛争に対する最高裁判決を扱った判例評釈である。本評釈では、最高裁の理解する「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）の理解につき、地方議会における議長と議員間の法的関係を踏まえ、憲法及び裁判所法、さらには地方自治法に関する学説の理解や最高裁の先例を分析し、その

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・共著書別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は学会等の名称	概要
<b>3 学術論文</b>				
3. 「日本における主観訴訟と客観訴訟の概念の系譜（三完）」	単	2016年4月	自治研究92巻4号 pp.116-129	整合性について考察を加えた。 同上。（三）では、近時の学説の内容及びその傾向に焦点を当てたものである。
4. 「日本における主観訴訟と客観訴訟の概念の系譜（二）」	単	2016年3月	自治研究92巻3号 pp.105-123	同上。（二）では、新憲法下の学説に焦点を当てたものである。
5. 「日本における主観訴訟と客観訴訟の概念の系譜（一）」	単	2016年2月	自治研究92巻2号 pp.111-129	今日の最高裁判決によれば、自治体が原告となって民事訴訟を提起することは憲法上の司法権（裁判所法でいう「法律上の争訟」）ではなく、原則的に許容されない（宝塚パチンコ条例事件判決）。この著名な判決は今日の日本の憲法及び行政法学上、強く批判され、実務上も問題とされているものの、その理論的論拠はこれまで不明確であった。本論文は、旧憲法下のものを含む憲法学・行政法学に関する文献を横断的に分析し、その起源及理論の変遷を学説上明らかにすることにより、憲法及び行政法的観点から最高裁の理論を克服する可能性を示した研究論文である。（一）では、特に旧憲法下の学説に焦点を当てたものである。
6. 「市の福祉事務職員による生活保護申請不受理、開始決定後の不履行、生活保護申請の自粛勧告の違法性が国家賠償請求上認められた事例」	単	2015年2月	自治研究91巻2号 pp.129-142	本論文は生活保護行政を対象とした国家賠償請求事件の判例評釈である。本評釈では、さいたま地裁に提出された訴訟資料や、当時事件を担当した弁護士へのヒアリングも含め、福祉事務職員の生活保護申請者に対する組織的・実務的対応の法的問題点につき、生活保護法及び国家賠償法を含む行政法的観点から分析を加えた。従来の行政法学説及び判例理論との整合性について検討し、結論として裁判所の理論構成について部分的に修正すべき必要性を述べた。
<b>その他</b>				
<b>1. 学会ゲストスピーカー</b>				
<b>2. 学会発表</b>				
1. アメリカ法における行政訴訟の原告適格論の歴史的再検討	単	2021年11月27日	関西アメリカ公法学会	本報告は、アメリカのスタンディング法理の歴史を3つの時代に分け、アメリカ連邦裁判所における判例及び学説の法理に公益擁護訴訟の理論が受容された経緯を考察したものである。
2. 神戸大学公法研究会報告：「公益擁護訴訟の課題－スタンディングの観点からみた日米比較」	単	2019年11月	神戸大学公法研究会	当時執筆中であった博士論文の研究内容について報告したものである。その成果は2022年7月に博士論文を提出するとともに、同年9月の博士号の取得につながった。
3. 行政判例研究会報告「市の福祉事務職員による生活保護申請不受理、開始決定後の不履行、生活保護申請の自粛勧告の違法性が国家賠償請求上認められた事例」	単	2014年4月	行政判例研究会	自治研究掲載用の判例評釈に関する報告を行った。
4. 神戸大学公法研究会報告：「日本における主観訴訟と客観訴訟の概念の系譜」	単	2014年1月	神戸大学公法研究会	当時執筆中の論文について発表したものである。その成果は自治研究第92巻～94巻に研究論文として掲載された。（杉井俊介「日本における主観訴訟と客観訴訟の系譜（一～三・完）」
<b>3. 総説</b>				
<b>4. 芸術（建築模型等含む）・スポーツ分野の業績</b>				
<b>5. 報告発表・翻訳・編集・座談会・討論・発表等</b>				
<b>6. 研究費の取得状況</b>				
1. 科研費（研究活動スタート支援）	単	2020年9月～現在	日本学術振興会	研究代表者として科研費に採択された。研究テーマは「公益擁護を目的とした行政訴訟の理論的検討」である。これは日本の原告適格における既存の理論が公益擁護訴訟に極めて消極的であることを問題視し、米国におけるスタンディング法理との比較から示唆を得る

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・共著書別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は学会等の名称	概要
6. 研究費の取得状況				
				ことを目的とした研究である（配分額2,470,000円）。

学会及び社会における活動等

年月日	事項
1. 2021年11月	関西アメリカ公法学会報告 「アメリカ法における行政訴訟の原告適格論の歴史的再検討」
2. 2019年11月	神戸大学公法研究会報告： 「公益擁護訴訟の課題－スタンディングの観点からみた日米比較」
3. 2016年	日本公法学会会員
4. 2014年4月	行政判例研究会報告 「市の福祉事務職員による生活保護申請不受理、開始決定後の不履行、生活保護申請の自粛勧告の違法性が国家賠償請求上認められた事例」
5. 2014年1月	神戸大学公法研究会報告： 「日本における主観訴訟と客観訴訟の概念の系譜」
6. 2012年11月	関西アメリカ公法学会会員
7. 2012年	行政判例研究会会員
8. 2012年	関西行政法研究会会員